

所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況について

* 令和 5年

| 疾患 | 治療期間 | 治療日数 | 治療内容 |
|-------|------------|------|---|
| 尿路感染症 | 令和5年1月23日 | 3 | セフメタゾールナトリウム点滴1g 2回／日 補液ペロール500, ペンライブ500／日 バルーンカテーテル留置 |
| 肺炎 | 令和5年2月20日 | 5 | セフトリアキソンナトリウム1g1日 補液ペロール、ペンライブ各1本／日 |
| 肺炎 | 令和5年2月26日 | 2 | 酸素1.5～2L 補液ペロール、ペンライブ各1本／日 ダゾピペ(4.5)2回／日 |
| 誤嚥性肺炎 | 令和5年3月17日 | 5 | セフメタゾールナトリウム点滴1g 2回／日 |
| 誤嚥性肺炎 | 令和5年3月20日 | 3 | 酸素2L セフトリアキソンナトリウム1g／日 |
| 誤嚥性肺炎 | 令和5年4月22日 | 3 | セフトリアキソンナトリウム1g／日 補液ペロール、ペンライブ各1本／日 |
| 誤嚥性肺炎 | 令和5年4月28日 | 3 | 補液ペロール、ペンライブ各1本／日 ダゾピペ(4.5)2回／日 |
| 尿路感染症 | 令和5年5月3日 | 4 | 抗生素の点滴と補液ペロール、ペンライブ |
| 誤嚥性肺炎 | 令和5年5月24日 | 1 | 抗生素の点滴と補液 Sat80%台 酸素投与 |
| 尿路感染症 | 令和5年5月29日 | 3 | WBC5400 CRP2+ 抗生素点滴と補液 |
| 尿路感染症 | 令和5年6月6日 | 2 | 抗生素セフメタゾール1g 2回／日 補液ペロール、ペンライブ |
| 尿路感染症 | 令和5年6月29日 | 2 | タゾピペ(4.5)1V 2回／日 ペロール、ペンライブ500／日 |
| 誤嚥性肺炎 | 令和5年7月10日 | 4 | タゾピペ(4.5)1V 2回／日 ペロール、ペンライブ500／日 |
| 尿路感染症 | 令和5年8月31日 | 1 | 抗生素セフメタゾール点滴 ペロール、ペンライブ各1本／日 |
| 尿路感染症 | 令和5年9月1日 | 3 | 抗生素セフメタゾール点滴 |
| 肺炎 | 令和5年9月13日 | 3 | 抗生素セフトリアキソン1g1日1回 ペロール、ペンライブ1本／日 |
| 尿路感染症 | 令和5年10月17日 | 2 | 抗生素セフトリアキソン1g1日1回 ペロール、ペンライブ1本／日 |
| 肺炎 | 令和5年10月28日 | 4 | 抗生素セフトリアキソン1g1日1回 ペロール、ペンライブ1本／日 |
| 尿路感染症 | 令和5年11月6日 | 3 | 抗生素セフトリアキソン1g1日1回 ペロール、ペンライブ1本／日 |
| 尿路感染症 | 令和5年11月13日 | 4 | 抗生素セフメタゾール1g×2／日 ペロール、ペンライブ各1本／日 |

所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況について

* 令和 5年

所定疾患施設療養費算定について

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応について、下記の条件を満たした場合において評価されることになりました。

記

【算定条件】 令和3年4月より改定

① 所定疾患施設療養費(Ⅱ)は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行なわれた場合に、1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定する。

(肺炎の者又は尿路感染症の者については検査を実施した場合に限る)

② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は、同時に算定することは出来ないこと。

③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。

イ 肺炎 ハ 帯状疱疹

ロ 尿路感染症 ニ 蜂窩織炎

④ 算定する場合にあっては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

⑤ 請求に際しては、診断、行なった検査、治療内容等を記載すること。

⑥ 当該加算算定開始後、治療の実施状況について公表すること。

公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の

当該加算の算定状況を報告すること。